



報道関係者 各位

令和3年5月27日（木）

【照会先】

愛知労働局 職業安定部 職業対策課
課長 栗本 辰也
課長 補佐 小林 真人
高齢者対策担当官 神谷 しのぶ
(電話) 052-219-5507 (ダイヤル)

改正高年齢者雇用安定法「いつでもウェブセミナー」を開催

～70歳までの「高齢者就業確保措置」のポイント解説について、
各職場でご都合に合わせて視聴することができます！～

少子高齢化が急速に進展し、人口が減少する我が国においては、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々が、その特性・強みを活かし、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を進める必要があります。

このような中、令和3年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されました。

これにより、これまでの65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化に加えて、**70歳までの「高年齢者就業確保措置」が努力義務化**されました。

この就業確保措置は、これまでの雇用による措置の他に、雇用によらない「創業支援等措置」も活用できるなど、高年齢者がその意欲と能力に応じた多様な就業形態の選択肢の下、70歳まで働くことができる環境を整備するために図られたものです。

そこで、広く県内事業所において、本制度をご理解の上、自社に適したしくみを整えていただくために、愛知労働局では、改正高年齢者雇用安定法のセミナーを開催することとしました。

新型コロナウイルス感染症拡大に配慮し、人事等のご担当の方がいつでも見たいときに、職場の自席で視聴できるよう、愛知労働局ホームページ上のウェブセミナー形態で開催するものです。

<愛知労働局ホームページ：ウェブセミナーURL>

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/_121503.html

*5月27日（木）から随時視聴可能